



令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所又は
所在地(納税地)

氏名又は
名称

税務署長 _____ 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 相続税 の _____ 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	加重算税	○ 納付すべき加算税の額は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額	
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額		
加算税 国税通則法に基づく計算	① 通常分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円	
	② 第 2 条第 2 項に係る部分	円 _____ 0,000	5 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	5 100	(D×E) 円	
	第 66 条第 3 項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 累積納付税額	③ 第 1 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		④ 第 2 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		⑤ 第 3 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		⑥ 第 1 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		⑦ 第 2 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		⑧ 第 3 号に係る部分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円
		⑨ 第 3 項に係る部分 (③+④+⑤)-(⑥+⑦+⑧))			円			円
		⑩ 第 66 条第 6 項に係る部分	円 _____ 0,000	10 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	10 100	(D×E) 円
国外財産調査又は財産債務調査に係る控除又は加算	⑪ 5% 控除額	円 _____ 0,000	5 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	5 100	(D×E) 円	
	⑫ 5% 加算額	円 _____ 0,000	5 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	5 100	(D×E) 円	
	⑬ 10% 加算額	円 _____ 0,000	10 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	10 100	(D×E) 円	
⑭ 合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)			円			円	円	
加重算税 国税通則法に基づく計算	⑮ 通常分	円 _____ 0,000	100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	100	(D×E) 円	
	⑯ 第 68 条第 4 項に係る部分	円 _____ 0,000	10 100	(A×B) 円	円 _____ 0,000	10 100	(D×E) 円	
⑰ 合計額 (⑮ + ⑯)			円			円	円	

3 この通知に係る処分の理由
